

養護老人ホーム 晴ヶ丘老人ホーム 運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人楽晴会が運営する養護老人ホーム晴ヶ丘老人ホーム（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者（以下「入所者」という。）を入所させて養護するとともに、入所者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とします。

（運営の方針）

第2条 施設は、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めます。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する従業者による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

（施設の名称及び所在地）

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとします。

- 一 名 称 養護老人ホーム 晴ヶ丘老人ホーム
- 二 所在地 青森県県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番54

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設を運営するために、職種ごとの従業者を次の通り置きます。

- 一 施設長 1人（常勤）

従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとします。

- 二 医師（協力医） 1人（非常勤）

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。

- 三 主任生活相談員 1人（常勤）

次号に規定する業務のほか、施設への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行います。

（生活相談員）

処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うもののほか、次に掲げる業務を行います。

ア 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

イ 処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。

ウ 事故の状況及び事故に際してとった措置について記録を行うこと。

四 支援員 常勤換算 3.3人以上 (非常勤含む)

※支援員のうち1人を主任支援員(常勤)とします

処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援します。主任支援員は、各支援員の支援の実施状況の把握及び指導を行います。

五 看護職員 1人以上(常勤)

医師(嘱託医)、協力医療機関等と連携し、保健衛生等の業務を担当します。

六 栄養士 1人(常勤)

処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導します。

七 調理員 実情に応じた必要数

栄養士の指示により、調理業務を担当します。

八 事務員 1人以上(常勤)

経理事務、労務事務、共済事務などのほか、施設庶務を行います。事務長は、各事務員の業務の実施状況の把握及び施設庶務全体の管理を行います。

(勤務体制の確保等)

第5条 施設は、入所者に対して適切な処遇を行うことができるよう、従業者の体制を定めます。

2 入所者に対する処遇の提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 施設は、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる等、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

4 施設は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(入所定員)

第6条 施設の入所定員は、50人とします。施設は、入所定員及び居室の定員を超えた入所はしないものとします。ただし、自然災害の被災者や虐待の被害者の受入、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(入所時の面接)

第7条 施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、施設の目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、ご理解いただくよう努めます。

（社会復帰の支援）

第8条 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及びその家族の希望、退所後の生活環境等を勘案し、その円滑な退所のために必要な援助に努めます。

2 施設は、入所者の退所後も、必要に応じ、その入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行います。

（処遇の方針）

第9条 施設は、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行います。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。

3 従業者は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。

（処遇計画）

第10条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成を行わせます。

2 生活相談員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の従業者と協議の上、入所者の処遇計画を作成します。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行います。

（生活相談等）

第11条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

2 施設は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行います。

3 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。

4 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めます。

5 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めます。

6 施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行います。

7 施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ又は清拭を行います。

8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行います。

9 施設は、食事の提供において、栄養及び入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で行うよう努めます。

(健康管理)

第12条 施設は、常に入所者の健康に留意し、入所時及び年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録します。

- 2 入所者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行います。
- 3 医師は2週間に1度来所し、健康管理及び療養上の指導を行います。

(居宅サービス等の利用)

第13条 施設は、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じます。

(入退所)

第14条 施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、入所者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮します。

- 2 次の場合は、実施機関に連絡し、退所措置を講じるとともに、関係者に連絡します。
 - 一 入所者からの退所の申出があったとき
 - 二 入所者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
 - 三 入所者が長期間にわたって、病院等に入院したとき又は入院が見込まれるとき
 - 四 入所者が死亡したとき
 - 五 他社の生命、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為があったとき
- 3 入所者が、無断で3日以上帰所しないときは、家族等に連絡を取るなど安否の確認を行い、また事故等の可能性を考えて警察等関係機関に連絡を取ります。その上で、帰所の見込みがないときは次の事項を実施機関に連絡し、退所処置を講じます。
 - 一 退所（推定）日
 - 二 退所原因
 - 三 その他必要な事項

(入所者の入院期間中の取扱い)

第15条 施設は、入所者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者及びその家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

(利用に当たっての留意事項)

第16条 施設内は禁煙です。屋外で喫煙する場合は、所定の場所・時間等、事前に確認をします。

- 2 飲酒は、施設内の所定の場所において定められた時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とします。
- 3 入所者の居室の定員は2人とします。ただし、入所者への処遇上必要な場合には、1人とすること

ができます。ただし1人部屋には限りがあります。仕切り・ベッド・タンス・ナースコール等を備品として備えています。

- 4 入所者が外出・外泊を希望する場合は、所定の手続により施設長に届け出て、許可を得る必要があります。
- 5 入所者との面会時間は所定の時間とします。
- 6 入所者は、施設で次の行為をしてはいけません。
 - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

- 第17条** 施設は、非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成します。
- 2 非常災害に備え、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し従業者に周知徹底を図るため、年2回以上避難、救出その他必要な研修及び訓練等を実施します。
 - 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条** 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(衛生管理等)

- 第19条** 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。
- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - 一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対

処等に関する手順」に沿った対応を行うこととします。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第20条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
 - 二 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備します。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に（年2回以上）行います。
 - 四 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。

（身体拘束等）

第21条 施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、身体拘束等の適正化のための指針（マニュアル）を作成し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催します。また、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施します。

（虐待防止に関する事項）

第22条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、入所者の処遇中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（秘密保持等）

第23条 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(苦情対応)

第24条 施設は、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口・第三者委員を設置するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、その行った処遇に関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第25条 事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

- 2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。

ただし、これらに限られるものではない。

- (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
- (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

4 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

5 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

(地域との連携)

第26条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

(協力医療機関等)

第27条 施設は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の

医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）に届け出ます。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとします。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとします。

（入所者の処遇の状況に関する記録の整備）

第28条 施設は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

- 一 入所者の処遇に関する計画（処遇計画）
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 身体拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 入所者からの苦情の内容等の記録
- 五 入所者に対する処遇による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（損害賠償）

第29条 当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じることとします。

（その他）

第30条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人楽晴会と施設長との協議に基づき定めるものとします。

- 2 第1項の規定に関わらず、運営規程の改廃については、理事会の決議に基づいて運営規程の改廃を行うものとします。

附 則

この規程は次の通り施行する

制定 昭和 4 3 年 4 月 1 日

この規程は、昭和 4 5 年 1 2 月 1 日一部改正施行する

この規程は、昭和 5 6 年 8 月 1 0 日一部改正施行する

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日一部改正施行する

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日一部改正施行する

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日一部改正施行する

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日一部改正施行する

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日一部改正施行する

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日一部改正施行する

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日一部改正施行する

この規程は、2 0 2 6 年 4 月 1 日全文改正施行する。